

# 池田市児童家庭相談システム構築業務仕様書

## 1. 業務名

池田市児童家庭相談システム構築業務

## 2. システムの基本要件

- (1) 職員が利用しやすい画面設計及びWEBシステムであること。  
利用するブラウザは、Microsoft Edge(Chromium)に対応できるシステムであること。(セキュリティの面からActive XやJAVAアプレット等、クライアントの実行ファイルを必要とする機能は利用不可とする。)
- (2) ユーザーをIDおよびパスワードにより管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (3) システム稼働後、平日(月曜から金曜)の午前9時00分から午後5時30分までの間、運用に関する問合せに関して、速やかに対応すること。
- (4) 本システムに必要とする機能は「池田市児童家庭相談システム機能要件仕様書」(以下「機能要件仕様書」という。)のとおりとする。機能要件仕様書に記載されている必須項目については、システム導入時点で必ず実装させること。
- (5) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合、柔軟に対応できるシステムであること。また、福祉行政報告例など、国において様式の変更があった場合は、データベースの変更を伴う大きな影響を除き、保守の範囲で対応すること。
- (6) 本仕様書に記載がないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

## 3. 業務内容

### (1) ハードウェアの導入

#### ① ウイルス対策

本市に導入するサーバ及びクライアント端末に対しては、導入手順を提供するので本市設置の既存ウイルス対策ソフト配信サーバ監理下となるようインストールを行うこと。なお、必要となるライセンスは別途本市にて準備するため、それらの経費は含まないこと。

#### ② サーバ 1台

- ・サーバOSのインストール、その他必要な作業は調達に含めること。なお、サーバOSはWindows Server 2025とする。
- ・日次でデータをバックアップすること。バックアップデータは本市が指定する「業務バックアップ専用領域」に保存すること。自動で古いデータの削除を行うなどして、領域が無駄に消費されないよう配慮すること。
- ・想定するサーバ等の仕様は次のとおりである。なお、データベースなどのミドルウェアについては提案者が必要になるソフトウェア製品を提案すること。

OS	Microsoft Windows Server 2025
CPU	Xeonプロセッサ 2.9GHz程度
メモリ容量	8GB以上
ディスク	500GB×2台 (RAID1以上)

- ・コンソール（モニター、キーボード、マウス）× 1式
- ・無停電装置（UPS）× 1台  
停電発生時にはサーバを安全にシャットダウンし、通電開始時に自動的にサーバが起動する設定を行うこと。
- ・バックアップ装置 × 1台  
1日に一度バックアップを取得すること。

③クライアント端末 12台（ノート型）

- ・当初はクライアント12台から開始するが、システムを利用する職員が増加し、端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく職員によって簡便に増設できること。
- ・2要素認証の端末であること。
- ・想定するクライアント端末の仕様は次のとおりである。

OS	Windows 11 Pro
CPU	Intel Core i5以上
メモリ	8GB以上
SSD	256GB 以上
ソフトウェア	Office Standard

- ・USBマウスを付属させること。

④モノクロプリンタ 1台

機能	両面印刷可能
用紙サイズ	A3、A4

- ・ネットワーク接続が可能なこと

(2) ソフトウェアの導入

児童相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。

(3) カスタマイズ

本市から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応していない場合は、カスタマイズにより対応すること。

(4) データ移行

①現行システムで管理・保有している全データを対象とする。

なお、移行不可な項目については、別途市と協議のうえ、方針を決定すること。

②「データ移行計画書」を作成し、移行スケジュール、移行データ、作業内容等を明確にすること。

③データ移行は本市が指定する場所で行うこととし、庁舎外へデータを持ち出さないこと。

④移行結果の最終確認・判定は本市が実施するが、移行後データと現行データとの照合を実施するとともに、運用時に支障をきたさないよう十分検証すること。



1. 連携項目：宛名コード、世帯コード、漢字氏名・氏名カナ、性別コード、生年月日、郵便番号、現住所、転出先住所、続柄コード、住民区分コード、異動年月日、異動事由
  2. 連携ファイル
    - ・住基情報：001o005及び001o009のファイル（CSV形式）
    - ・文字要件：「行政事務標準文字コード」又は「IPAmj明朝」
  3. 連携方法：SFTP（接続情報は別途提供する）
  4. 連携頻度：日次
  5. 全件・差分：日次差分連携
- ⑤住民情報システム保守事業者は以下のとおり。住民情報システムとの連携に際し、保守事業者と必要な調整を行うこと。

**【住民情報システム保守事業者】**

NECネクサソリューションズ株式会社  
関西支社 公共統括部公共第三営業グループ  
06-6945-3617 担当：山田

(2) 機能要件

必要とする機能要件は、機能要件仕様書に記載する。機能要件仕様書に記載されている必須項目については、全て満たすこと。

(3) バックアップ

システムで管理しているデータについて、日次でのバックアップが可能であること。

(4) 管理機能

- ①ユーザーID、パスワードによる認証ができ、ユーザーは自身のパスワードを変更できること。
- ②管理者がユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。

6. 運用保守に関する要件

運用保守要件の詳細については提案事項とする。ただし、下記については必要要件とする。

(1) 保守体制

本システムを運用するための保守体制を確保すること。また、障害発生時（接続不可、操作上の不具合等）における本市からの連絡窓口は一元化することとし、保守体制についてを提案に含めること。

(2) システム保守内容

- ①システムの不具合等について、本市からの連絡に応じ、速やかに障害発生原因の診断及び切り分けを行い、復旧作業を行うこと。障害に起因した機器の再セットアップが必要な場合は、対応すること。
- ②システム全般に係る操作方法等の質問及び運用管理における技術的問い合わせ等について、対応すること。
- ③システム操作マニュアル、管理者マニュアルの整備を行うこと。また、システムのバージョンアップ等によりマニュアルに修正が必要となった場合は、速やかに対応すること。
- ④制度改正等による国及び大阪府帳票の変更に関する対応は、保守の範囲内で実施すること。た

だし、新規業務の追加等、大幅なシステム変更が生じる場合については、本市と協議の上対応について決定すること。

#### 7. 個人情報保護に関する遵守事項

- (1) 受託者は、本業務上知り得た情報及び個人情報を本業務以外の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。なお、委託期間が終了した後においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 8. その他事項

##### (1) 導入工程、細部打ち合わせ等

受託者決定後、速やかに導入工程等について本市と協議し、承認を得た上で、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と協議等を行うこと。

##### (2) 納品物

下記納品物を記録したCD-Rを納品すること。

- ・導入に関するプロジェクト計画書一式
- ・カスタマイズ部分に係る設計書
- ・システム管理マニュアル
- ・システム操作マニュアル
- ・導入にあたり行う協議記録
- ・業務完了報告書
- ・その他、本市が要求する資料

##### (3) 将来拡張

本調達範囲外とするが、国の動向や今後のシステムの拡張を踏まえた対応方針を提案書に記載すること。将来的に職員の負荷が軽減されるような提案とすること。

##### (4) 仕様変更

やむを得ず本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

##### (5) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。

##### (6) 契約不適合責任

検収完了後、本件納入物に理論上の誤り、種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合しない状態を発見した場合は、受注者にその旨を通知するものとする。受注者は、当該通知が本契約の検収日から1年以内の場合、自己の責任と負担において速やかに訂正又は修補等を行うものとする。

##### (7) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。

以 上